

一関労働基準監督署からのお知らせ

令和4年
7月号

＝ ご挨拶 ＝

公益財団法人岩手労働基準協会一関支部様及び会員事業場の皆様におかれましては、日頃より労働基準行政の推進につきまして、深いご理解のもと、ご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働基準行政や雇用環境・均等行政に係る法改正の内容、セミナーの開催、助成金に係る情報などを皆様方により多く提供させていただくため、岩手労働基準協会一関支部様のご厚意により、今月より「一関労働基準監督署からのお知らせ」を配布させていただくことと致しました。

皆様方に有意義な情報を発信するべく、紙面編集に努めて参りますので、ご一読いただきますようお願い申し上げます。

一関労働基準監督署長

1. 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底を！

新型コロナウイルス感染症については、本年に入り第6波により急激に感染拡大しましたが、5月後半より減少傾向となっているものの、予断を許さない状況が続いています。また、当管内でも職場内クラスターの発生が確認されています。

各事業場に於かれましては、引き続き職場内における感染防止対策の着実な実施について、お願い申し上げます。

岩手労働局 HP 新型コロナウイルス支援サイト

⇒https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/choutatsu_uriharai/nyusatsu_00008.html

職場内における感染拡大防止対策の実施を引き続きお願い申し上げます。

2. 7月1日から7日は、令和4年度「全国安全週間」です！

〈令和4年度スローガン〉 **安全は 急がず焦らず怠らず**

今年で95回目となる全国安全週間が、7月1日より7月7日まで実施されます。

期間中は次の活動に留意し、全員参加で危険箇所を見つけ、必要な対策を講じるとともに、職場で働く方々の安全意識を高め、安心して働ける職場づくりを達成しましょう。

- ・安全衛生管理体制の確立 ・職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な実施
 - ・自主的な安全衛生活動の促進 ・リスクアセスメントの普及促進 ・業種の特性に応じた災害防止対策
- 中災防 HP 特設サイト⇒<https://www.jisha.or.jp/campaign/anzen/index.html>

3. 「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」7月は重点取組期間です！

5月から9月までの間は、「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」期間で、7月は重点取組期間となります。各事業場でも、事業者、労働者が協力して、早めに熱中症予防対策の準備を進めましょう。

熱中症は予防と発症初期の対応が重要です。作業環境管理、作業管理、健康管理、労働衛生教育を通じ、熱中症の予防に努めてください。WBGT 指数計の備え付け、環境省の「**熱中症予防情報サイト**」<http://www.wbgt.env.go.jp> の熱中症警戒アラートを活用し、暑さ指数の予報値、速報値を把握するとともに、休憩場所の整備、定期的な水分、塩分の補給等の対策をお願いします。

なお、厚生労働省では、熱中症予防のためのポータルサイト「**職場における熱中症予防情報**」<https://neccyusho.mhlw.go.jp/> を開設しておりますので、ご活用をお願いします。

4. 労働保険料の申告・納付は7月11日(月)までにお願いします！

令和4年度労働保険の年度更新期間は、6月1日(水)～7月11日(月)です。

事業主等の皆様におかれましては、令和4年度の労働保険料及び一般拠出金の概算保険料及び確定保険料に係る申告書の提出及び納付は、7月11日(月)までに最寄りの金融機関又は電子申請等により手続きを終えるようお願いいたします。

※年度更新の申告書は、管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送、または「電子申請」でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告することができます。



熱中症を予防しよう！



5. 労働契約等解説セミナー2022 が開催されます。(参加費無料!)

※ 厚生労働省の委託事業で、ランゲート株式会社が受託して実施しています。

雇用される側（労働者）と雇用する側（使用者）をつなぐルールである“労働契約”について、基本的な事項をわかりやすく解説するセミナーが本年 5 月 30 日から 8 月 24 日にかけて、会場開催とオンライン開催で実施されています。

労働契約法・労働基準法で定められていることなど、労働者の皆様が安心して働くために知っておくべき重要なルールや、労働者・使用者それぞれの権利・義務、無期転換ルール、副業・兼業の促進について、現状や促進の方向性、労働者と企業のそれぞれの留意点をわかりやすく解説しているほか、セミナー終了後には、労働時間や労働契約等に関する相談、無期転換ルールの導入や申込方法などに関する相談も行われます。

オンラインセミナーは、会社などのパソコンから気軽に受講することができます。

具体的な開催日や各回の申込締め切り日は、下記専用 web サイトをご確認ください。

専用 web サイト⇒ <http://www.langate.co.jp/rule2022/index.html>

6. 改正育児・介護休業法オンライン説明会が開催されます(参加費無料!)

育児・介護休業法が改正され、令和 4 年 4 月 1 日より順次施行されています。令和 4 年 10 月 1 日からは産後パパ育休の新設、育児休業の分割取得等が含まれることから、育児・介護規定の改正・整備が必要となります。

改正育児・介護休業法の内容や育児・介護休業等規定の見直しなどについて、Zoom を使用したオンライン説明会が開催されますので、ぜひご参加ください。

開催日時 ①7月14日(木) ②7月21日(木) ③9月2日(金) ④9月7日(水)
⑤9月15日(木) いずれも 14 時～15 時です。

主催 岩手労働局雇用環境・均等室

詳しくは、岩手労働局 HP をご覧ください。

⇒<https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/content/contents/ikukaionline040614.pdf>

7. 令和 4 年 5 月末現在における労働災害発生状況について

休業 4 日以上[※]の死傷災害 50 件 (前年同期と比較して-2 件、-3.8%)
うち、死亡 0 件 (前年同期と比較して増減なし)

当署管内において、令和 4 年 5 月末までに発生した休業 4 日以上[※]の死傷災害は、全産業で 50 件（前年同期比-2 件、-3.8%）となり、死亡災害は発生しませんでした。（5 月末現在死亡ゼロを 155 日継続中！）

業種別では、製造業 12 件（前年同期比+3 件、+33.3%）、保健衛生業 10 件（同+6 件、+150%）、運輸交通業 9 件（同+7 件、+350%）の順となっており、特に運輸交通業、保健衛生業、製造業で大幅に増加しています。

事故の型別では、「転倒」が 17 件で全体の 35% を占め、次いで「墜落・転落」6 件 13%、「はさまれ・巻き込まれ」5 件 10% となっています。「転倒」は前年同期の 20 件から-3 件、-15% と減少してはいるものの、事故の型別では最も多い状況が続いています。

転倒災害の防止には、作業場所や通路などの 4S（整理・整頓・清潔・清掃）、作業方法の改善、適切な靴の着用や危険箇所マップの作成・周知、注意喚起表示などがありますので、着実な対策を実施しましょう。

当署では、令和 4 年における労働災害の発生件数を、13 次防目標値である 134 件以下となるよう、労働災害防止についての周知・啓発、監督指導等に努めて参ります。

皆様の事業場におかれましても、労働災害防止対策の着実な実施について、より一層努めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

転倒災害の主な原因

▶ 転倒災害は、大きく 3 種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

<p>滑り</p> <p>＜主な原因＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 床が滑りやすい素材である。 床に水や油が飛散している。 ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。 路面等が凍結している。 	<p>つまずき</p> <p>＜主な原因＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 床の凹凸や段差がある。 床に荷物や商品などが放置されている。 	<p>踏み外し</p> <p>＜主な原因＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。
---	--	--

転倒災害防止対策のポイント

▶ 転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

<p>4S(整理・整頓・清掃・清潔)</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩行場所に物を放置しない 床面の汚れ(水、油、粉など)を取り除く 床面の凹凸、段差などの解消 	<p>転倒しにくい作業方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 時間に余裕を持って行動 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 足元が見えにくい状態で作業しない 	<p>その他の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 移動や作業に適した靴の着用 職場の危険マップの作成による危険情報の共有 転倒危険箇所ステッカーなどで注意喚起
--	---	---

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください！
「STOP! 転倒災害プロジェクト」

STOP! 転倒 検索

岩手県最低賃金 時間額『821 円』(令和 3 年 10 月 2 日から)
「使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。」